

令和5年度要支援家庭見守り体制強化事業実施業務委託 仕様書

1 事業目的

川崎市要支援家庭見守り体制強化事業（以下「本事業」という。）は、多様かつ複合的な課題を抱えた支援が届きにくい子ども及び家庭（以下「要支援家庭」という。）の支援について、地域活動の醸成や地域団体等への活動支援を通して地域の見守り体制を構築し、地域団体等が実施している様々な地域活動を通して、要支援家庭の状況の把握と状況に応じた見守り・支援を実施することで、地域社会全体で要支援家庭を支える体制を強化することを目的とする。

2 委託内容

「川崎市要支援家庭見守り体制強化事業実施要綱」に基づき、次のとおりとする。

なお、本事業は、「川崎市総合計画第3期実施計画」において、モデル事業として位置づけられていることから、原則として川崎区管内において、事業を実施するものとする。

(1) 地域活動の醸成

地域団体や地域人材の主体的な地域活動について、要支援家庭等が地域で生活する上での見守り体制に寄与する活動となるよう、地域活動の醸成及びコーディネートを行うとともに、民生委員児童委員、主任児童委員等の公的人材の活動に係るコーディネートを行う。

(2) 地域団体等への活動支援

地域団体等に対し、個人情報保護や要支援家庭等の状況に応じた適切な支援方法等、個別支援に関わる基本的事項の習得に向けた支援を行う。

(3) 要支援家庭等の把握

地域団体等が実施する地域活動を通して、多様かつ複合的な課題を抱え、支援が届きにくいことが懸念される児童及びその家庭の状況を把握し、所管の区役所地域みまもり支援センターへ報告する。

(4) 要支援家庭等への支援

所管の区役所地域みまもり支援センターが家庭環境及び生活全般の状況等の評価を実施した結果、地域団体等が実施する地域活動による見守り・支援を受けることが適当と認めた要支援家庭（要保護児童対策地域協議会において支援対象児童とされていない児童等を含む。）に対し、以下の地域活動の活用に係る調整等を行う。

① 食事の提供等を通じた生活指導

② 基本的な生活習慣や学習習慣の習得支援

3 期 日

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 留意事項

- (1) 受注者は、本事業遂行中に知り得た秘密事項は、いかなる理由があっても、他者に漏らしてはならない。
- (2) 守秘義務違反に関する責任の所在及び処罰の内容を明確にし、周知徹底すること。
- (3) 個人情報保護に関する法令（本市条例・規則を含む）を遵守すること。
- (4) 受託者は、本事業の実施状況について、発注者による評価が行われる場合、この評価業務に対して協力するものとする。

5 損害賠償保険

受託者は、事業実施上の瑕疵により、本事業の対象となる子どもその他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。このため、必要な範囲内で傷害保険等必要な損害保険に加入すること。

6 その他

- (1) 事業を円滑に実施するため、各児童相談所及び各区役所地域みまもり支援センターと円滑な連携に努めることとする。
- (2) この仕様書及び契約書で定めるものの他、疑義が生じたときは、児童家庭支援・虐待対策室とその都度協議を行うこととする。